



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

（取扱課室名） ページ

○ 告示

548	令和7年度クリーニング師試験の実施	（生活衛生課）.....	1
549	生活保護法による指定医療機関の再開	（社会福祉課）.....	2
550	生活保護法による指定介護機関の変更	（ 〃 ）.....	2
551	指定自立支援医療機関の指定	（こころの健康推進課）.....	2
552	救急病院の認定	（医務課）.....	2
553	〃	（ 〃 ）.....	3
554	保安林の指定	（森林整備課）.....	3
555	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	（ 〃 ）.....	3
556	〃	（ 〃 ）.....	4
557	〃	（ 〃 ）.....	4
558	〃	（ 〃 ）.....	4

告 示

和歌山県告示第548号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、令和7年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和7年7月1日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 試験の日時

令和7年11月6日（木）午前10時30分から

2 試験場所

和歌山県民文化会館（和歌山市小松原通一丁目1番地）

3 試験科目

（1）学科試験

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗濯物の処理に関する知識

（2）実技試験

洗濯物の処理に関する技能

4 受験願書の提出期間

令和7年9月30日（火）から同年10月10日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による場合は、令和7年10月10日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 受験願書の提出先

和歌山県環境生活部生活局生活衛生課（以下「生活衛生課」という。）に提出すること。

6 試験手数料

7,000円（和歌山県証紙を受験願書に貼り付けること。）

7 その他

- (1) 受験願書の用紙は、生活衛生課において配布する。また、生活衛生課ホームページ（URL https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031600/70_sentaku/cleaning.html）から用紙を印刷することもできる。
- (2) 試験についての問合せは、生活衛生課（電話番号073-441-2620）に行うこと。

和歌山県告示第549号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から再開の届出があったので、次のとおり告示する。

令和7年7月1日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	名 称	所 在 地	再 開 年 月 日
御医新 16-26	小池内科	御坊市湯川町財部516-3	令和 7. 5. 1

和歌山県告示第550号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和7年7月1日

和歌山県知事 宮 崎 泉

届出者の 名称	主たる事務所の 所在地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所在地	サービスの 種 類	変更事項	変更前	変更後	変 更 年 月 日
株式会社ふくしん	日高郡印南町 印南2288-5	ケアサポート ふくしん	日高郡日高町 萩原880	訪問介護・ 介護予防訪 問介護	指定事業所 の所在地	日高郡印南 町印南2288 -5	日高郡日高 町萩原880	平成 31. 4. 15

和歌山県告示第551号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年7月1日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
那智勝浦町	東牟婁郡那智勝浦町大字築地七丁目1 番地1	訪問看護ステーションちょうりつ	令和 7. 7. 1

和歌山県告示第552号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を

認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和7年7月1日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 名称 ひだか病院
- 2 所在地 御坊市菌116-2
- 3 有効期限 令和10年6月30日

和歌山県告示第553号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和7年7月1日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 名称 独立行政法人国立病院機構南和歌山医療センター
- 2 所在地 田辺市たきない町27-1
- 3 有効期限 令和10年6月30日

和歌山県告示第554号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年7月1日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字大蔵字黒ケ谷71の1から71の3まで、71の5、72の1、72の2、73の1、73の2、98の1、98の2、字萱谷185、186、187の1、187の2、228、229の1、229の3から229の8まで、229の10、229の12、229の14、229の16、230の1から230の3まで、230の6から230の9まで、230の11、230の12、230の14から230の21まで、230の23、230の25、230の27、232の1、232の3、233の1から233の3まで、233の5、234の3、字棚ノ木谷235の1、263の1、263の2、274の1、275から277まで、278の1、字西谷285の1、286の1、286の2、287から289まで、291の1、291の2、292、292の1、293、295の2、322の1、字大蔵垣内536の1、字井ノ上539、540の1、540の2、541、543、大字宮川字柳垣内393の1、395、398、399の1から399の3まで、563、564の1、564の2、字平畑579の1、579の4、581、626

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第555号

令和7年農林水産省告示第843号（以下「告示第843号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の

変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を新宮市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年7月1日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 所在が不明である通知の相手方

片岡一枝

- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第843号のとおり

和歌山県告示第556号

令和7年農林水産省告示第844号（以下「告示第844号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年7月1日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 所在が不明である通知の相手方

草加浅一

- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第844号のとおり

和歌山県告示第557号

令和7年農林水産省告示第845号（以下「告示第845号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年7月1日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 所在が不明である通知の相手方

古根川正子

宇江健次

酒井宗一

山本博

中前みよ

- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第845号のとおり

和歌山県告示第558号

令和7年農林水産省告示第846号（以下「告示第846号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を新宮市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年7月1日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 所在が不分明である通知の相手方

辻玲子

- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第846号のとおり